【資料1】

(仮称)都市骨格方針素案をまとめるためのコ ン セ プ ト

(仮称)石狩市都市骨格方針について

「都市マスタープラン」をはじめとした、都市・緑・住宅整備に関する長期3計画の全面改定の機会を捉え、新たに、従来の土地利用に係る計画とは異なり、コンパクトな都市構造への転換を視野とした「立地適正化計画」を加えた4計画を同時策定することにより、統一性・整合性の図られた1本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルで分かりやすい計画を目指します。

都市計画マスタープラン _{改定*1} 緑の基本計画 _{改定*2} 住生活基本計画 _{改定} 立地適正化計画 _{新規}

(仮称) 石狩市都市骨格方針

※1 旧「都市マスタープラン」※2 旧「水とみどりの基本計画」⇒今回の改定を機に名称変更

(仮称)石狩市都市骨格方針策定の背景・目的

本市は、昭和40年代の宅地分譲開始以降、人口が石肩上がりに増加するとともに、平成17年には厚田村・浜益村との合併により、行政区域が旧市域の約6倍になるなど、これまでにも増して豊富な地域資源と可能性を有する都市へと発展していきました。しかしながら、合併時をピークに人口が減少に転じ、今後もその傾向が進むものと予測されておりますが、このような社会情勢の中にあっても、本市の歴史・文化や自然環境をはじめとした様々な魅力を活力に持続可能なまちづくりを推進していくため、今後の都市整備の指針となる「(仮称)石狩市都市骨格方針」を策定することといたしました。

なお、当方針の計画期間は、平成32年から平成51年までの 概ね20年間とします。

2

(仮称)石狩市都市骨格方針の構成

第1章 都市計画マスタープラン

-第1節 全体構想

-第2節 地域別構想

- 都市機能ゾーンの方針

├ 生産物流地域

└都市居住地域

- 農業生産ゾーンの方針

- 海浜植物ゾーンの方針

└ 森林環境ゾーンの方針

- 第3節 将来の土地利用等

第2章 立地適正化計画

- 第1節 立地適正化計画のまちづくりの方針

- 第2節 居住誘導区域の設定

- 第3節 都市機能誘導区域の設定

└ 第4節 立地適正化計画のまちづくり施策

第3章 緑の基本計画

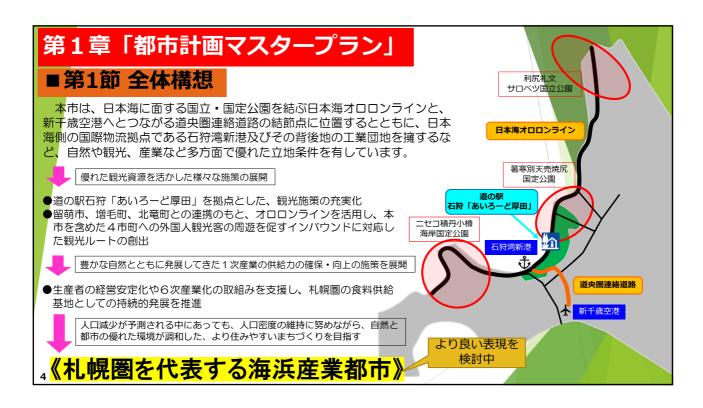
└緑の保全の方針

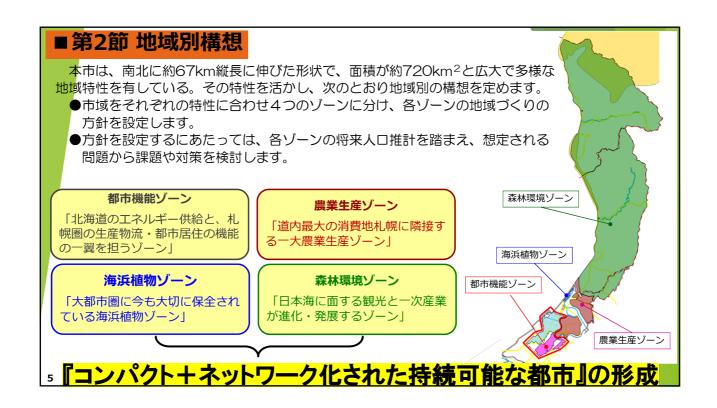
第4章 住生活基本計画

上住宅施策の方針

• 各種資料

3





第2章「立地適正化計画」

■第1節 立地適正化計画のまちづくり方針

本市は、都市計画マスタープランの地域別構想において設定した4つのゾーンのうち、主に「都市機能ゾーン」における施策の展開に特化し、居住や都市機能の誘導を推進し、持続可能でコンパクトな市街地の形成を目指します。



6

第3章「緑の基本計画」

■緑の保全の方針

- 市域のおよそ7割は森林
- 親水空間が豊富(茨戸川、石狩湾新港、厚田漁港、浜益海浜公園など)
- 人口減少、少子高齢化による公園の需給バランスの不均衡化(需要く供給)
 - ⇒緑地は十分に確保されていることから、その保全に努める
 - ⇒既存の公園の機能更新や他用途への有効活用を図る (**原則、公園の新たな整備は行わない)



これらの取り組みにより、市民のレクリエーションの場を創出するとともに、既存の恵まれた緑地や親水空間を活用し、緑を育む活動を継続しながら、生物多様性の確保・向上を推進します。

7

